

令和 8 年 6 月市議会定例会議 総務常任委員会資料

No.	議案等番号	件 名	所管課	頁
1	議案第80号	専決処分承認の件（専決第12号） 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件	市民税課・資産税課	P. 2－P. 6
2	議案第68号	福島市税条例の一部を改正する条例制定の件	市民税課・資産税課	P. 7－P. 9
3	議案第69号	福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税 の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件	資産税課	P. 10
4	議案第70号	福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例制定の件	資産税課	P. 11
5	議案第63号	令和 8 年度福島市一般会計補正予算中、財務部所管分	財政課	（補正予算説明書P. 7）
6	報告第5号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件中、財務部所管分	管財課	（議案書P. 144）
7	報告第11号	専決処分報告の件（専決第16号） 工事請負契約の一部変更の件（福島市市民会館解体工事）	契約検査課	P. 12
		専決処分報告の件（専決第18号） 工事請負契約の一部変更の件（松陵中学校（松陵義務教育学校） 改築事業 既存中学校校舎等解体工事）	契約検査課	P. 13

財 務 部

(議案第 80 号) 専決処分承認の件 (専決第 12 号)

福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法等の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項 目	内 容	法・条例																	
軽自動車税	1 軽自動車税環境性能割の廃止	米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止する。 減収分は、国費（地方特例交付金）で補填される。	法：第 442 条～第 444 条、 第 446 条～第 463 条の 30、附則第 29 条の 9～附則第 29 条の 18、附則第 30 条、附則第 30 条の 2 条例：第 8 条、第 12 条、 第 69 条、第 70 条、 第 70 条の 3～第 72 条、第 72 条の 3、第 74 条～第 78 条、附則第 15 条の 2～附則第 16 条の 2																	
	○施行日 令和 8 年 4 月 1 日	【軽自動車税環境性能割の概要】 ・ 軽自動車の燃費性能等に応じて、三輪以上の軽自動車を取得した方に課税される税金。 ・ 当分の間、都道府県が賦課徴収するものとされている。 <table><tr><th>区分</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>2030年度燃費基準80%達成</td></tr><tr><td>2030年度燃費基準75%達成</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>2030年度燃費基準70%達成</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外の車</td><td>2.0%</td></tr></table> <table><tr><th>課税標準</th></tr><tr><td>自動車の取得価格</td></tr></table> × <table><tr><th>税率</th></tr><tr><td>0%～3%</td></tr></table> （ 燃費基準達成度等に応じて決定 軽自動車は当分の間 0～2% ）		区分	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	2030年度燃費基準80%達成	2030年度燃費基準75%達成	1.0%	0.5%	2030年度燃費基準70%達成	2.0%	1.0%	上記以外の車	2.0%	課税標準	自動車の取得価格
区分	自家用	営業用																		
電気自動車等	非課税	非課税																		
2030年度燃費基準80%達成																				
2030年度燃費基準75%達成	1.0%	0.5%																		
2030年度燃費基準70%達成	2.0%	1.0%																		
上記以外の車		2.0%																		
課税標準																				
自動車の取得価格																				
税率																				
0%～3%																				

区分	項 目	内 容		法・条例							
軽 自 動 車 税	2 グリーン化特例（軽課）の適用期限の延長	電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行の軽課措置の適用期限を2年延長し、令和10年度（現行：令和8年度）までとする。		法：附則第30条 条例：附則第16条							
	○施行日 令和8年4月1日	【改正後】 （適用期限） 令和9年度課税分 令和10年度課税分	【現行】 （適用期限） 令和6年度課税分 令和7年度課税分 令和8年度課税分								
		【対象車両及び軽減率】 軽減率に変更なし。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>軽減率</th></tr><tr><td rowspan="2">自家用 営業用</td><td>電気自動車</td><td rowspan="2">75%軽減</td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td></tr></table>			区分		軽減率	自家用 営業用	電気自動車	75%軽減	天然ガス自動車
		区分			軽減率						
自家用 営業用	電気自動車	75%軽減									
	天然ガス自動車										
【グリーン化特例の概要】 ※地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車については購入翌年度のみ税率を軽減（軽課）し、逆に、初度検査から13年を経過した環境負荷の大きい軽自動車については税率を重く（重課）する特例措置である。											

区分	項 目	内 容	法・条例
個 人 市 民 税	3 配当課税に係る所要の措置 ○施行日 令和8年4月1日	地方税法において、納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人（※1）から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税（※2）とした上で、配当割の対象とする改正が行われたことに伴い、条例において所要の改正を行うもの。 ※1 内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人 ※2 総合課税とは、給与、事業、不動産など、複数の所得を合算して、税額を計算する制度	法：第313条 条例：第25条
	4 肉用牛の売却による課税の特例の延長 ○施行日 令和8年4月1日	肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年延長し、令和12年度（現行：令和9年度）とする。 【肉用牛の売却による課税の特例】 肉用牛を売却し、一定の要件を満たす場合に、個人住民税（個人市民税＋個人県民税）の所得割を免除する特例。	法：附則第6条 条例：附則第8条
	5 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に関する改正 ○施行日 令和8年4月1日	住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年末（現行：令和7年末）までの入居者を対象とする。 【住宅借入金等特別税額控除の制度】 所得税から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税（個人市民税＋個人県民税）から控除する。減収分は、国費（地方特例交付金）で補填される。	法：附則第5条の4、附則第5条の4の2 条例：附則第7条の3、附則第7条の3の2

区分	項 目	内 容	法・条例																										
固 定 資 産 税	6 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の改定及び適用期限の延長に伴い、わがまち特例の特例率を改定	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の改定及び延長に係る地方税法の改正を受け、わがまち特例（※１）による特例率を改定。	法：附則第 15 条 条例：附則第 10 条の 2																										
	○施行日 令和 8 年 4 月 1 日	1. 改正概要																											
		【改正後】 <table><tr><th>対象設備</th><th>区分</th><th>課税標準</th></tr><tr><td>太陽光発電設備</td><td>ペロブスカイト太陽電池(※2)に限定</td><td>1/2</td></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法に基づく設備に限定)</td><td>2/3</td></tr><tr><td>バイオマス発電設備 (2万kW未満)</td><td>1万kW未満</td><td>1/2</td></tr></table> ← 【現 行】 <table><tr><th>区分</th><th>課税標準</th></tr><tr><td>1,000kW以上</td><td>3/4</td></tr><tr><td>1,000kW未満</td><td>2/3</td></tr><tr><td>20kW以上</td><td>2/3</td></tr><tr><td>20kW未満</td><td>3/4</td></tr><tr><td>1万kW以上</td><td>2/3</td></tr><tr><td>1万kW未満</td><td>1/2</td></tr></table>		対象設備	区分	課税標準	太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池(※2)に限定	1/2	風力発電設備	陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法に基づく設備に限定)	2/3	バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW未満	1/2	区分	課税標準	1,000kW以上	3/4	1,000kW未満	2/3	20kW以上	2/3	20kW未満	3/4	1万kW以上	2/3	1万kW未満	1/2
	対象設備	区分		課税標準																									
	太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池(※2)に限定		1/2																									
	風力発電設備	陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法に基づく設備に限定)		2/3																									
	バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW未満		1/2																									
	区分	課税標準																											
	1,000kW以上	3/4																											
	1,000kW未満	2/3																											
20kW以上	2/3																												
20kW未満	3/4																												
1万kW以上	2/3																												
1万kW未満	1/2																												
	○参酌基準（法が定める十分参照しなければならない基準）を採用																												
	(※１) わがまち特例																												
	「地域決定型地方税制特例措置」として、国が一律に定めていた課税標準または税額の特例割合を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できることとする仕組み。																												
	(※２) ペロブスカイト太陽電池																												
	次世代の薄型・軽量・フレキシブルな太陽電池。曲面や壁面、耐荷重の低い屋根など、従来のパネルでは設置不可能な場所にも設置できる。																												
	2. 適用期限																												
	現 行：令和 8 年 3 月 31 日 改正後：令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年延長）																												

区分	項 目	内 容	法・条例
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	7 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の改定	特例の対象建築物を拡充し、適用期限を延長するとともに、これまで地方税法で規定されていた特例率をわがまち特例として条例で規定する。	法：附則第15条の11 条例：附則第10条の2、 第10条の3、第19条の19
	○施行日 令和8年4月1日	<改正内容> 1. 対象建築物 現 行：改修実演芸術講演施設 →不特定多数の方や主として高齢者や障がい者等が利用する、移動等の円滑化が特に必要な建築物（劇場や音楽堂等）のうち、バリアフリー法に基づく一定の改修工事を行ったもの 改正後：改修特別特定建築物 →不特定多数の方や主として高齢者や障がい者等が利用する、移動等の円滑化が特に必要な建築物全般（劇場や音楽堂に加え病院、老人ホーム等）のうち、国の補助を受けてバリアフリー法に基づく一定の改修工事を行ったもの 2. 適用期限 現 行：平成30年4月1日～令和8年3月31日 改正後：令和8年4月1日～令和11年3月31日 3. 特例率（税率に変更なし） 現 行：1／3 地方税法で規定 改正後：1／3 市税条例わがまち特例で規定 ※地方税法では1／3を参酌して1／6以上1／2以下の範囲内において条例で定めるよう規定 【備考】特例期間は改修工事完了の翌年から2年間（変更なし） 改修工事完了日から3月以内に申告書の提出が必要	

(議案第 68 号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法等の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項 目	内 容	法・条例								
個人市民税	1 医療費控除の特例の延長 ○施行日 令和9年1月1日	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、スイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を撤廃し、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を5年延長する。 <table><tr><td></td><td>改正後</td><td>現行</td></tr><tr><td>スイッチOTC医薬品</td><td>適用期限を撤廃</td><td rowspan="2">令和8年12月31日まで</td></tr><tr><td>それ以外の医薬品</td><td>令和13年12月31日まで</td></tr></table> 【参考】スイッチOTC医薬品とは 医療用医薬品から市販薬に転用したもの。		改正後	現行	スイッチOTC医薬品	適用期限を撤廃	令和8年12月31日まで	それ以外の医薬品	令和13年12月31日まで	法：附則第4条の5 条例：附則第6条
		改正後	現行								
スイッチOTC医薬品	適用期限を撤廃	令和8年12月31日まで									
それ以外の医薬品	令和13年12月31日まで										
	2 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し ○施行日 令和9年1月1日	所得税において基礎控除額が引き上げられたことに伴い、所得税では扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても個人市民税において必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大する。 【提出範囲】 改正前 ・所得税法の規定により申告書を提出しなければならない者 ・公的年金等の支払を受ける者（所得税において源泉徴収されない者を除く）であって、特定配偶者又は扶養親族若しくは特定親族を有する者 改正後 ・所得税法の規定により申告書を提出しなければならない者 ・公的年金等の支払を受ける者（所得税において源泉徴収されない者を除く）であって、特定配偶者又は扶養親族若しくは特定親族を有する者 ・<u>公的年金等の支払を受ける者（所得税において源泉徴収されない者に限る）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族若しくは特定親族を有する者（追加）</u>	法：第317条の3の3 条例：第29条の3の3								

区分	項 目	内 容	法・条例																								
個 人 市 民 税	3 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 ○施行日 令和 10 年 1 月 1 日	復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、地方税法の一部が改正されたことから、条例において引用する条項の整備を行う。 【参考】復興特別所得税及び防衛特別所得税の概要 <table><tr><th colspan="4">復興特別所得税</th></tr><tr><td>税率</td><td>基準所得税額※×2.1%</td><td>→</td><td>基準所得税額※×1.1%</td></tr><tr><td>課税期間</td><td>平成25年から令和19年まで</td><td></td><td>平成25年から令和29年まで</td></tr><tr><th colspan="4">防衛特別所得税</th></tr><tr><td>税率</td><td></td><td>→</td><td>基準所得税額※×1%</td></tr><tr><td>課税期間</td><td></td><td></td><td>令和9年以後の当分の間</td></tr></table> ※所得税から差し引かれる金額（税額控除等）を差し引いた後の所得税額	復興特別所得税				税率	基準所得税額※×2.1%	→	基準所得税額※×1.1%	課税期間	平成25年から令和19年まで		平成25年から令和29年まで	防衛特別所得税				税率		→	基準所得税額※×1%	課税期間			令和9年以後の当分の間	法：附則第5条の5、附則第5条の6、附則第7条の3 条例：第27条、附則第7条の4、附則第9条の2
	復興特別所得税																										
	税率	基準所得税額※×2.1%	→	基準所得税額※×1.1%																							
課税期間	平成25年から令和19年まで		平成25年から令和29年まで																								
防衛特別所得税																											
税率		→	基準所得税額※×1%																								
課税期間			令和9年以後の当分の間																								
4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し ○施行日 令和 10 年 1 月 1 日	一定の土地等の譲渡について、譲渡した土地等が地すべり防止区域等内※に存する場合には、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用ができないこととする。 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域のこと 【参考】長期譲渡所得の課税の特例とは 譲渡所得の2,000万円以下の部分について、住民税の税率が4%（市民税：2.4%、県民税：1.6%）に軽減	法：附則第34条の2 条例：附則第17条の2																									
5 特定暗号資産取引に係る課税の見直し ○施行日 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日	特定暗号資産の譲渡による所得について、申告分離課税の対象とする。 【参考】特定暗号資産の概要 特定暗号資産：金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等 暗号資産：インターネットを通じてやりとりできる財産的価値	法：附則第35条の3の6 条例：附則第18条の2の3																									

区分	項 目	内 容	法・条例										
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	6 固定資産税免税点の見直し	物価上昇等を踏まえ、固定資産税の免税点を引き上げる。	法：第 351 条 条例：第 47 条										
	○施行日 令和 9 年 4 月 1 日	<table><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>家屋</td><td>3 0 万円</td><td>2 0 万円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1 8 0 万円</td><td>1 5 0 万円</td></tr><tr><td>土地 ※変更なし</td><td>3 0 万円</td><td>3 0 万円</td></tr></table> 【備考】 ・免税点とは 同一市町村内において、同一名義人が所有する家屋・償却資産・土地それぞれの課税標準額の合計がそれぞれの定められた金額に満たない場合は課税されない仕組み (固定資産税が課税されない場合は都市計画税も課税されない)			改正後	改正前	家屋	3 0 万円	2 0 万円	償却資産	1 8 0 万円	1 5 0 万円	土地 ※変更なし
	改正後	改正前											
家屋	3 0 万円	2 0 万円											
償却資産	1 8 0 万円	1 5 0 万円											
土地 ※変更なし	3 0 万円	3 0 万円											

(議案第 69 号) 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件<要旨>

区分	項 目	内 容	法・省令・条例
固 定 資 産 税	1 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除の適用期限の延長 ○施行日 公布の日 適用は令和8年4月1日	令和8年度税制改正に伴う総務省令の改正により、特定事業活動を行う者を対象とした特例措置の適用期限を延長する改正を行うもの。 ○適用期限 現 行：令和8年3月31日まで 改正後：令和11年3月31日まで（3年延長） 1. 制度概要 原子力災害による風評被害が根強く残る農林水産業や観光業を対象に、特定風評被害（※1）がその経営に及ぼす影響に対処するための特定事業活動（※2）を実施する個人事業者又は法人に対して、税制の特例（課税免除）措置を講ずるもの。 （※1）特定風評被害・・・放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客数の低迷。 （※2）特定事業活動・・・特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。 2. 対象者 次のいずれかの事業分野に属し、県が作成する「特定事業活動振興計画」に定められた特定事業活動を実施する事業者として、県知事が指定する個人事業者または法人 【事業分野】 ・農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業 ・観光の振興に資する事業（観光旅客の来訪や滞在の促進等） 3. 対象資産 特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに家屋の敷地である土地 4. 課税免除期間 当該固定資産税を課すべきこととなる年度以後5箇年度	福島復興再生特別措置法： 第7条、第74条、第75条の2、第75条の5 福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令：第3条 条例：第2条

(議案第 70 号) 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件<要旨>

区分	項 目	内 容	法・条例
固 定 資 産 税	1 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の適用期限の延長	令和 8 年度税制改正による地域拠点強化税制の適用延長により、福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト（地域再生計画）の認定期間が延長されたことから、課税の特例措置を延長する改正を行うもの。 ○適用期限 現 行：令和 8 年 3 月 31 日まで 改正後：令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年延長）	地域再生法：第 5 条、第 17 条の 2、第 17 条の 4、第 17 条の 6 条例：第 2 条、第 2 条の 2
	○施行日 公布の日 適用は令和 8 年 4 月 1 日	1. 地域拠点強化税制の概要 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、地域再生法により都道府県が策定する地域再生計画に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業に対して、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度 (1) 移 転 型：東京 23 区から特定業務施設（※ 1）を地方活力向上地域に移転 → 3 年間の課税免除 (2) 拡 充 型：地方における特定業務施設の拡充 → 3 年間の不均一課税 ・ 税率：初年度 0.00%、2 年度 0.35%、3 年度 0.70% (3) 対象資産：特定業務施設の用に供する土地、家屋及びその附属設備並びに構築物（償却資産）（※ 2） (4) そ の 他：事業者は、福島県に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、令和 10 年 3 月 31 日までに県の認定を受けること。 (※ 1) 特定業務施設：事務所・研究所・研修所 (事務所：調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他の管理業務部門、商業事業部門（一部）などのために使用されるもの) (※ 2) 当該認定を受けた日以後 3 年を経過する日までに取得した資産が対象。	

(報告第11号) 専決処分報告の件

工事請負契約の一部変更の件

(専決第 1 6 号)

工 事 名	契約の相手方	前回変更後契約金額	変更後契約金額	工事期限	変更契約年月日
福島市市民会館解体工事	福島市大森字西ノ内 8 5 番地の 2 (有)エヌオーエー 代表取締役 阿部 真澄	710,179,800円	710,665,175円 (増額 485,375円)	令和8年7月10日	令和8年4月17日
	変 更 の 概 要				
	契約金額の増額 ①地下埋設物の撤去及び処分の追加による増額 ②地下施設解体にかかる排水量の減少による減額				

工事請負契約の一部変更の件

(専決第18号)

工 事 名	契約の相手方	当初契約金額	変更後契約金額	工事期限	変更契約年月日
松陵中学校（松陵義務教育学校）改築事業 既存 中学校校舎等解体工事	福島市上野寺字東17番地の5 （株）ヤスタ創建 代表取締役 安田 清治	342,870,000円	349,745,000円 (増額 6,875,000円)	令和8年7月17日	令和8年4月24日
	変 更 の 概 要				
	契約金額の増額 植栽の伐採撤去及び浄化槽の解体撤去等の追加による増額				